様式第五（第６条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第７条第１項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記４．に掲げる法令の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

１．新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
２．新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
３．新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
４．解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等
５．具体的な確認事項
６．その他

（備考）

１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
３．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
⑴　新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
⑵　新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
２．新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
⑴　新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
⑵　新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
３．具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。

様式第六（第６条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する回答書

年　月　日

　　殿

大臣　名

年　　月　　日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

１．法令の解釈又は新事業活動等に関する法令の適用関係及びその理由
２．現行規定において、新事業活動等の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容。
３．その他

（備考）

１．「大臣　名」は、第６条第３項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第５項の規定による場合には主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（注）

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第七（第６条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

１．確認の求めを行った年月日
２．回答を行った年月日
３．新事業活動に係る事業の概要
４．確認の求めの内容
５．確認の求めに対する回答の内容

（記載要領）

「３．新事業活動に係る事業の概要」、「４．確認の求めの内容」及び「確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第八（第７条関係）

新事業活動計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．新事業活動の目標
２．新事業活動の内容
３．新事業活動の実施時期
４．新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置の内容
６．その他

（備考）

１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新事業活動の目標
⑴　新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
⑵　新事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
２．新事業活動の内容
⑴　新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
⑵　新事業活動を行う場所の住所を記載する。
３．規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置の内容
⑴　規制の特例措置の適用を受けて実施する事業活動の内容を要約的に記載する。
⑵　規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用条件として、上記⑴の事業活動と併せて実施することが必要な措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。